## 第16回たつの市農業委員会総会(3月定例会)議事録

令和4年3月25日(金)午前10時から第16回たつの市農業委員会総会(3月定例会)を新館2階202·203会議室において招集した。

## 出席委員 19名

1	上田	常雄	2	八木	正邦	3	永富	元	4	右田	太郎
5	岩田き	きん子	6	三村	誠	7	丸山	忠昭	8	大西	正清
9	小河	純一	10	水田	達實	11	山本	哲也	12	真殿	利晴
13	宮本	峰男	14	保田	義一	15	緒方	光男	16	猪澤	敏一
17	長谷月	澄男	18	髙見	昭義	19	大橋	正典			

## 事務局の出席者 3名

	局長	大野	泰弘	主	幹	真殿	秀幸	副主幹	武田	かおり
--	----	----	----	---	---	----	----	-----	----	-----

# 1 開 会

○会長(猪澤敏一委員) あいさつ(内容省略)

# 2 開会宣告

○議長 (猪澤敏一委員)

只今から第16回たつの市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

# ○事務局(大野泰弘君)

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 19 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の

届出について

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の 上、ご了承願います。

なお、議案9ページ議案第106号「農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」の4件目の議案番号第8170番の案件は申請者からの取下げがあり、また、報告事項2ページ「農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について」の1件目の議案番号第8153番の案件についても受理通知書発行後に申請者から取消願が提出されましたので、議案から削除をお願いいたします

また、議案第 106 号のページ番号 8169 番の譲受人が間違っていましたので、お手元に配布しているものと差し替えをお願いします。

## 3 会議宣告

## ○議長(猪澤敏一委員)

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、13 番宮本峰男委員、14番保田義一委員にお願いします。

(「はい」) との声)

次に、日程第2「議案第99号 非農地証明願の承認について」を 議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

# ○事務局(武田かおり君)

「議案第99号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が5件出ていますのでご説明いたします。

- 20年以上農地でないことは、この物置が大正 11年月日不詳建築との記載がある家屋課税台帳に登載されているとのたつの市市税課の証明書により確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も申請通り宅地であることを確認し、農地に復元することは不可能と判断しました。
- 2件目の願い出地は、神岡町 の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 709 ㎡です。願い出人は、 現在のような状況となった時期は不明とのことですが、この度、所有農地の整理をしていたところ、本申請に係る土地の地目が畑であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
- 20年以上農地でないことは、空中写真により平成 11年以前から 倉庫が建設されていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現 地調査で現在も倉庫が建築されている宅地であることを確認しま したので、農地に復元することは不可能と判断しました。
- 3件目の願い出地は、揖西町 の登記地目・畑で現況は宅地、面積は284㎡です。願い出人は、
- 、土地と建物を売却するために手続きを進めていたところ、庭園の一部が農地であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
- 20 年以上農地でないことは、空中写真では判別がつかなかったので自治会長の証明により確認し、また、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
- 4件目と5件目は同一申請人によるものですが、現況が異なりますのでそれぞれ説明いたします。

願い出人は、どちらも このたび登記地目を現況に合わせようと願い出がありました。

- 4件目は、揖保川町 外1筆の登記地目・畑で現況は 原野、面積は合計で346㎡です。
- 20年以上前から農地でないことは、空中写真により平成 11年以前から原野であることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も原野であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
- 5 件目は、揖保川町 の登記地目畑で現況は宅地です。 申請地に倉庫が建設されており、そこが 20 年以上前から農地でないことは、固定資産評価証明書に昭和 39 年月日不詳建築と記載さ

れていることから確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も倉庫が建築されている宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

## ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第99号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第3「議案第100号 農地法第3条第2項第5号括弧 書きに規定する別段の面積(下限面積)の指定について」を議題と いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

# ○事務局(武田かおり君)

「議案第 100 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段の面積(下限面積)の指定について」

農地を取得しようとする者の耕作面積の下限は、農地法3条の規定では北海道を除く都府県で原則50aとなっていますが、同条第2項第5号括弧書きで、農業委員会が農林水産省令で定める基準に基づき、別段の面積を定めることができるようになっています。

この度、空き家に付随する農地で区域指定の申請があった揖保川町原 513 については資料 3 ページのとおり下限面積 1 平方メートルを適用する区域として追加し、1 平方メートル区域を除く区域は従来から 30a と定めています。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ

んか。

## (「なし」の声あり。)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 100 号」は原案のとおり決定されました。

次に、日程第4「議案第101号 農地法第3条の規定による賃貸 借権設定の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(武田かおり君)

「議案第 101 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定の承認 について」

3条賃借権設定の案件が1件出ていますので、ご説明いたします。 申請地は、揖保川町の田で面積は合計で119㎡、借受人は、 は、貨渡人は、

■、借受人は揖保川町内の別の地区から令和4年3月に転居し、空き家を購入し、家庭菜園を行います。なおこの案件はその空き家に付随する農地を賃借しようとするものであり、議案第100号で別段の面積の区域指定を受けた案件です。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は自宅前で家庭菜園を栽培するために借りるので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、議案第100号で「空き家に付随する農地」として別段の面積の指定を受けており1㎡から売買が可能ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、水利の支払や水路・ 農道の清掃や補修については、農会の決定に従い、農薬や除草剤の 使用方法は地域の防除基準に従うとのことですので周囲の耕作に 影響はないものと認められます。

また2年間継続して耕作したのちに、所有権移転を行うものと思われます。

以上により、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

## ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり。)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第101号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5「議案第102号 農地法第3条の規定による使用 貸借権設定の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(武田かおり君)

「議案第 102 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3条使用貸借権設定の案件が1件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、神岡町 の田で面積は3,088 ㎡、借受人は 、貸出人は 、このたび貸出人が県外在住のため管理できないため、地

----------、このたび貧出人か県外任住のため管理できないため、地元の農家に水稲を作付けするために貸出すものです。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は農会長で農業にも精通しており、耕作に必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、借受後の耕作面積が4,431 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

# (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第102号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6「議案第103号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(武田かおり君)

「議案第 103 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

- 3条売買の案件が5件出ていますので、ご説明いたします。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農会長で農業にも精通しており、耕作に必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、許可後の耕作面積が4,823㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、誉田町 外 2 筆の田で面積は合計で 988 ㎡、譲受人は 、譲渡し人は市外在住で農地の管理が 出来ず農地の処分を考えており、譲受人と話がまとまり、水稲と野菜を作付けするために譲渡すものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用す

るかどうかですが、譲受人は周辺でも手広く耕作しており、耕作に 必要な農機具も所有していますので、すべての農地を効率的に利用 するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30a に達しているかについては、現在の耕作面積が 10988.65 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますとの事ですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

3件目と4件目は譲渡し人が同一であるためまとめて説明します。 申請地は、新宮町 外3筆の田で面積は合計で4,521 ㎡、譲 受人は 、譲渡し人は2名で 、譲渡し人は高齢又は 市外在住で両者とも農地の管理が出来ないために水稲を作付けす るために譲渡すものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、地域の担い手として大々的に耕作しており、耕作に必要な農機具を所有しており、譲受人は周辺でも手広く耕作していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30a に達しているかについては、現在の耕作面積が 48.752 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますとの事ですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5件目は、前回継続審議となった事案でございます。

申請地は、揖保川町 他 5 筆の田で面積は合計で 8,339 m<sup>2</sup>、譲受人は に 、 譲渡し人は です。

まず、耕作面積が30aに達しているかについては、許可後の耕作面積が8,339 m²ですので条件を満たします。

次に営農計画について、揖保川地区委員会では内容が不十分との 審議結果でした。営農計画が論点となっておりますので、委員の皆 様に審議の参考としていただくため資料をお配りしておりますの でご覧ください。 最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますとの事ですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

以上により、揖保川地区委員会では継続審議と決定されました。 事務局からの説明は以上です。

## ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。

それでは、まず議案番号第8128番以外について、ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」との声あり)

ご発言がないので、次に議案番号第 8128 番についてA地区代表に揖保川地区委員会で継続審議となった結果について説明をお願いします。

## ○揖保川地区代表委員

発言させていただきます。本件につきましては、継続審議ということで決しました。先ほど事務局の方から説明がありましたように営農計画書が私たち地区委員会農業委員も推進委員3名も含め6名でご本人にも来ていただきまして説明を受けましたところ、営農計画書についてもう少し詳しい営農計画書、例えば資金計画書等もう少し詳しい計画を再度出していただかないとということで我々申出しておりますが、これ以上の計画書はいまだ出てきておりません。従いまして、我々は決して本案件について不許可にしようとしているのではございません。我々としても許可したい。例えば一年間に従事する日数日これで8反もできるのかどうか、それから農機具についても

以上のような内容の中で営農計画書は我々の納得できる営農計画書ではないということを判断しまして、決して不許可にするという前提ではなく応援したいのだけど応援がこれではできないということで、再度詳細に提出していただきたいと揖保川部会としては継続審議としたいということで決しました。以上です。

## ○議長(猪澤敏一委員)

説明は終わりました。この件につきまして、ご質疑ご発言はありますか。

# ○A委員

すみません。新宮地区の農業委員のAです。前回2月に継続審議となったものですね。地区委員さんのB委員さんからまた地区委員会で継続審議になったということで、詳しく説明させていただいてありがとうございました。

まず、営農計画書を今日初めて私は見せていただきました。今B 委員から3つの点を言われました。資金計画、年間 日、 日、 ということでそういうものがついていませんので詳しく出してくださいよということでした。

私だけかもしれないですが、まず、資金計画、申請書の8番目資金計画は 、これ以上何がいるのかな。次に年間従事日数 日で8反もできるのか、私の勘違いかもしれませんが、許可申請書の8番目に ということで例えば ということだと思うんですね。

それから次にということ。営農計画書の中には、、それにつ

いては営農計画書にきちんとしたものが載っていますので、私はこれで十分ではないのかなと考えます。

もしこの営農計画書の農地法第3条において、どこが不備なのか、 まず一番大事なことは行政としての農業委員会、営農計画書は必ず 添付しなければならないのか、行政から農地法第3条と営農計画書 が必要となればどこが不備なのか、一度説明してください。営農計 画書が必要でないのならきちんと説明してください。この営農計画 書が不備となれば、先に地区委員会に下ろすまで行政が受付する時 に申請時にこことここが不備なんですよ、これが行政の責務だと私 は思います。これが受付されているのならこれは行政として大丈夫 ですということで受付されていますので、そこまで地区委員会とし てこの書類に対して不備ですと言えるのかどうか。

行政に聞きます。営農計画書が必要なのか、必要であれば農地法 3条においてそれを受付前に1番から8番までチェックされてどこ が不備なのか、資金計画、年間 日、 それが農地法3条に 該当するのかどうかここから説明していただきたい。そこから説明 していただきたい。

ということは、私だけかもしれない。この申請者に対して2月の時に審議して地区委員会は不許可、もう一度地区委員会で継続審議では、 さんがちゃんと作ろうがんばっていこうという意図から、1カ月は確かに、再度継続審議、であれば何が不備なのか。2月の時にきちんと地区委員会、行政もですが、きちんと指示しなければなんで次から次と小出しするのか、農業委員会としてそれはここが足らないんですと行政にもきちんと言っていただきたい。どこが不備なんですかそこから答弁していただきたい。

## ○事務局(真殿秀幸君)

営農計画書が必要かということですが、3条の許可基準ですべて の農地を効率的に耕作等の事業を行うこと、ということを要件に挙 げていますのでそこを確認するためにどういうことをされるのか確 認するために営農計画書は必要です。

ただ、出していただくときにどういう基準かという話がありましたが、事務局といたしましては任意の様式で中身を見てその場その場での判断ですので、事務局といたしましては、保田委員がおっしゃられました通り、これでよいとの判断で受付させていただきました。以上です。

## ○議長 (猪澤敏一委員)

事務局の方からは法に則ってケースバイケースで受付けておりますとのことで、受け付けた以上は、これをどうかということをみなさんに諮っていただくわけです。

もう一度事務局におうかがいします。この営農計画書に関して、 これで事務局は法的に事務局サイドとしてこれで十分できるいうこ とで多分議案に乗せられたと思いますのでそれを確認しておきます。 よろしいか。

## ○事務局(武田かおり君)

補足で資金計画は、農地法では4条と5条は資金計画が必須ですが、3条では求めておりません。そのことは地区委員会でも説明させていただきました。以上です。

### ○A委員

私たち農業委員、農業推進委員は3条4条5条に対して審議する という立場だと思っています。

事務局ではこの件について農地法3条では営農計画の資金計画までは求めていません。ということで、当然法に則って審議する立場です。ということは、この営農計画書はそこまで求めておりません。それに対して、どこまで地区委員会でするのかという大きな問題が出てきます。行政がこの書類で大丈夫です、行政が受付された書類に対して地区委員会でこの書類はだめですということは、本人ではなく、 さんは行政に対して書類を出したのです。揖保川地区委員会に出していません。もしこれが不備であればいうことになれば、本人ではなく行政に対して意見をいう、地区委員会でなぜ受付したんですか、行政に対しての意見です。そこで行政は農地法第3条にこういう書類は必要ありませんということになれば、それ以上審議する必要はないんですということになると私は思います。

きちんと皆さんの意見を聞いていただいて、会長としての判断を 言っていただいて、それに対して皆さんで審議させていただきたい と思います。どうしましょうどうしましょうではなく、2回目の継 続審議となっていますので、そういう意味でここの席に臨んでいま すのでよろしくお願いします。

### ○議長(猪澤敏一委員)

先ほどA委員あるいはB委員からのご発言がありました。 これにつきまして、まず、やり方といたしましては、まず8128番に 該当する案件以外についての採決をとらせていただきたいと思い ます。

まず、第8128番以外は、原案のとおり承認することに決してご 異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、議案番号第 8128 番以外は、原案のとおり承認することに決しました。

続きましてさきほどの問題になっております 8128 番につきまし

て、揖保川地区から再度継続審議という決定を下されております。 しかし、この2か月間で継続審議、継続審議ということで何かこれ をもて遊ぶような、また、提出された方に2カ月もほったらかして おくという失礼なことは出来ないと私は思います。私の個人の考え も入りますが、これにつきましては、今、A委員がおっしゃったよ うなことも参考にし、この営農計画書、農業委員会の事務局として はこういうことはとったことがありませんと、今回私もあまり見た 例もないんです。しかし、揖保川地区の委員としては8反もするの に本当に大丈夫かということでこういう形になったと推測いたしま す。

そこで、8128番につきましては、私の考え方から申し上げれば、 この場で採決を採ってこの場で採決をするほかないと思いますが、 このことについてご意見はないですか。

#### ○揖保川地区代表

議長、採決をとっていただくのは結構ですが、本件につきましては、各委員の明確な記名投票か、そうでなくても挙手の上で、賛成者反対者それぞれの挙手で明確にしていただきたい。そういう採決の仕方をとっていただくことを要望します。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

当然のことだと思います。私もそれを言わないといけないと思っていました。これにつきましては、重要な案件であり、各地区委員会で決定されたことをもう一度表決することはあまり前例もないことです。

# ○揖保川地区代表

すみません。もう一件当農業委員会は本会議と地区委員会という 2つの組織となっています。

それを否定するということなら地区委員会の意味はありませんので、もし覆す決議となりましたら、地区委員会としては今後の対応を考えさせていただきたいと思いますので、付け加えさせていただきます。以上です。

## ○C委員

すみません。

先ほどから水掛け論になっていますが、第三者としていっそのこと 1 ㎡以上の特殊な議案 1 0 0 号のように、2 年間様子を見て本人の承諾を得て仮登記で2 年間維持運営ができれば許可すればいいのではないですか。 何とかなるのではないですか。

#### ○A委員

今C委員さんから言われた1㎡は、空き家対策なので違うと思います。

## ○C委員

分かります。

#### ○A委員

空き家を空き家バンクに登録していることとセットでないとだめです。それ以外は3反以上必要です。

次にB委員が言われた地区委員会と定例会、議会に例えると、本会議が議決権を持っているんです。議会では、まず委員会に諮問します。委員会が地区委員会です。本会議で説明して、委員会付託するんです。そこで審議しなさいよ、委員会で審議して委員長報告があるのです。委員長報告が地区委員会の決定です。本会議が定例会です。最終的に定例会が議決権を持っています。推進委員さんは出席できますが議決権を持っていません。確かに地区委員会の話は重要視されています。会長も言われました。ですが、定例会に出てきてみんなの意見を聞いて最終結論を出すのです。議決権を持っているのです。

ならば、B委員さんが言われたそれならば地区委員会としてはどうするかこうするかそういうことをこの場所で発言されるのか、何があろうと諮問されれば地区委員会できちんと審議、公平・公正に。そういうことをしなければ、私情が入っているそれはかなわんなと。地区委員会では方向性が違うかもしれません。新宮地区でもあるかもしれません。 賛成反対の挙手は当たり前です。それを判断して賛成反対意見を考えてください。前回と今回2回となっています。ここにいらっしゃる方は一生懸命考えてください。よろしく頼みます。

## ○議長(猪澤敏一委員)

あとご意見ございませんか。

## ○D委員

確かに言われる通りです。まず、この場合は事務局はすべて100受付するのですか。地元が反対だといっているものを我々が賛成ですよということは果たして無責任な判断をするのことではないか。感情論になってしまうとこの場のムードにのまれることはしてはいけないと思います。

## ○E委員

新宮のEといいますが、地区で審議する案件は、地区の方が一番 詳しいのでそれは重要視しないといけない。じゃあ本会議の役割は 何ですか。ここへ来なくていいのですか。やはり本会議で疑義が発生した場合は、発言させてもらって、地区の意見を聞いてそこは地域の方がなぜ判断されたのかはっきりさせてから、間違っていたらごめんなさい、地区で許可がおりたから本会議でも許可をおろしてくださいでは何のための本会議ですか。それなら本会議いらないのではないですか。疑義が生じたら。

## ○D委員

地区の人が一生懸命説明されていることに感情論が入ってはいけないということです。

# ○E委員

まったくわかりません。B委員は不許可にしたくないとおっしゃったが、何が不備なのか説明がなかった。正しく指導があれば、もう少し具体的に正しく指導があれば。

# ○F委員

農業委員会としては色々意見があるが、事務局が受付けて不備がないというものに関しては、議題に挙げているものを我々農業委員は決定するだけでいいんです。計画書も出してきてちゃんとやりますという人にについて、あれやこれやと個人的な考えが入るのはどうかと思う。委員会が通っても本会議で通らんといけないのです。地区がだめだと決めたことを通すのはおかしいというのもおかしい。地区が決めたことに対して意見を言うのが定例会ですよね。こ

れが最終です。あまり色々考えずに、事務局が一応受付をして不備なしとして受け付け、それを信用、それに出してきたちゃんとやりますという計画書によく知っているからといってあれやこれやいうのは出してきた計画書が嘘かということになると思います。個人的な感情はありますが。いいのか悪いのかの結論だけでいいと思いますけどね。

## ○事務局(真殿秀幸君)

事務局からのお願いです。色々意見あると思いますが。それぞれ 色々判断基準をお持ちだと思いますが、農地法第3条の農地を農地 として売買できるかできないかということなので、法律に則って判 断をお願いしたいんです。

3条の中では、すべての農地等を効率的に利用して耕作等の事業を行うこと、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が農作業に常時従事すること、取得後、取得しようとする農地等の所在する地域の下限面積に達すること、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的利用の確保に支障を生じさせないことということが3条の判断基準となっていますのでそれに基づいていいか悪いかの判断をしていただくようお願いします。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

ご了解いただけましたか。

# ○G委員

賛成と反対の2択ですか。2年間の移行期間というか様子を見るという選択肢はないんですか。営農をしっかりされるかみる期間がいるのではないか。実際この営農計画でできるかの判断は、誰にもできないです。判断材料として地区委員会でだめですという理由も誰にも判断できないです。2択として材料が乏しいです。

# ○事務局(大野泰弘君)

ちょっとだけG委員さんの意見に対してなんですが、農地法の解説では、例えば新規で高校生が卒業して新規就農する場合とか、例えば実績を求めて、実績が出来たから農地を買っていいですとか厳格な厳しい判断はしないほうがいいという解説がありましたので、意

見として言わせていただきたいです。

## ○議長(猪澤敏一委員)

申し上げます。今、委員さんがおっしゃった通り誰にも先のことを判断できないんです。我々が判断するのは今出ている書類がきちっとしているかのみで、個人の風評によっても判断基準に入りません。書類のみに則ります。明日失敗するかもしれません。我々出てきた書類、事務局が受付けした書類は一応評価しないといけないと思います。

ただ、今回あまりにも急にこれはだめだうんぬんの話が前回ありましたので、実際農業委員会を信用して書類を出してくださった方はどういうことだということになりますが前回は継続審議とさせていただきましたが、今回は、皆さんご指摘の通り表決によってこれを決めたいと決めたいと思います。その表決のやりかたはすべて起立によってお願いします。その形でよろしいでしょうか。

# (「なし」との声あり)。

お諮りします。第8128番につきまして賛成の方の起立を求めます。お願いいたします。

# (起立多数)

起立多数であります。残りの方は反対ということでよろしいですね。

# (「はい。」との声あり。)

よって、起立多数によって8128番は、原案のとおり承認することに決しました。長い時間をかけまして申し訳ありません。

次に、日程第7「議案第104号 農地法第3条の規定による所有 権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

# ○事務局(武田かおり君)

「議案第 104 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

- 3条贈与の案件が2件出ていますので、ご説明いたします。
- 1件目の申請地は、新宮町の田で面積は1,613 ㎡、譲受

人は新宮町、、譲渡し人は、

、譲渡し人は以前から農地の管理が出来ずに譲受人に耕作 を依頼しており、この度隣接農地も所有している譲受人に水稲を作 付けするため贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で手広く農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 8,054 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

 2件目の申請地は、新宮町
 の田で面積は858 m²、譲受人

 は
 、譲渡し人は同じく

 、譲渡し理由は1件目と同様です。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、現在の耕作面積が4,638㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。 事務局からの説明は以上でございます。

## ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

# (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第104号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8「議案第105号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(武田かおり君)

「議案第 105 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び 使用貸借権設定に対する意見について」

5条使用貸借権設定の案件が3件でていますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、神岡町田中1066-2の田の一部で、面積は2,529 ㎡のうちの1,050 ㎡です。農地区分は水道、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であってかつ近距離(おおむね500m以内)に2以上の教育施設、今回は神岡保育所と神岡小学校があるため第3種農地に該当すると判断します。

申請人は、借受人がたつの市龍野町富永 1005 番地1 たつの市長 (担当課は教育環境整備課)、貸渡人は 転用目的は、神岡保育所の 34 台分の駐車場です。

■借受人は、保護者送迎用駐車場が不足していることに苦慮しており、貸渡人は農地の管理が出来ず、近隣からの苦情もあり苦慮していたことから今回の申請となりました。

工事計画は、許可後 30 日で造成し砂利を敷き露天駐車場として 利用します。

必要な資金は令和4年度たつの市一般会計予算で措置されており、令和4年度予算書にて確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は1,207 ㎡。 農地区分は、水道・下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離(おおむね500m以内)に2以上の教育施設・ 医療施設(今回は心光こども園及び八重垣病院)が存在することから第3種農地と判断します。

申請人は、借受人が

工事計画は、許可後30日で土地を造成します。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きもありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

3件目の申請地は、新宮町 の畑で面積は206 ㎡、農地区分は、住宅・事業の用に供する施設等が連たんする第3種農地と判断します。

工事計画は、許可後 45 日で土地を造成し、その後 120 日で建物を建築します。

非線引都市計画区域であるため建築許可は不要で、他の法令による手続きは必要なく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 105 号」は原案のとおり許可相当と 意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第9「議案第106号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(武田かおり君)

「議案第 106 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び 所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が3件出ていますので、ご説明いたします。なお、冒頭で説明させていただいたとおり議案8170号は申請人から取下げられましたので削除してください。

1件目の申請地は、新宮町 の畑で、面積は664 ㎡、農地区分は、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が10ha未満の第2種農地と判断します。

工事計画は、許可後30日で造成し、露天駐車場及び露天資材置場として使用します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。 周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

2件目と3件目の申請地は、同一譲受人の申請によるものですのでまとめて説明させていただきます。誉田町 外1筆の田で、面積は合計で773 ㎡、農地区分は、公共施設等、今回は片吹インターからおおむね300mの至近距離の第3種農地と判断します。

申請人は、譲受人が、 譲渡人は、 返する の露天駐車場兼露天資材置場です。

譲受人は市外に事務所を構え土木事業等を行っていますが、たつの市や姫路市での受注が増えたため、高速道路近くで中継地を探していたところ今回譲渡人と話がまとまったため申請するものです。

工事計画は、許可後 60 日で造成し露天駐車場及び露天資材置場として利用します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。 周辺営農への影響については、隣接農地の所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

よっていずれも、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

## ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第106号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 10「議案第 107 号 農地法第 3 条第 2 項括弧書きに規定する別段の面積(下限面積)設定の確認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

# ○事務局(武田かおり君)

「議案第 107 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する 別段の面積(下限面積)設定の確認について」

農地を取得しようとする者の耕作面積の下限は、農地法3条の規定では北海道を除く都府県で原則50aとなっていますが、同条第2項第5号括弧書きで、農業委員会が農林水産省令で定める基準に基づき、別段の面積を定めることができるようになっています。

本委員会は現在、空き家に付随する農地で区域指定の申請があった農地については下限面積1平方メートルとし、それ以外の区域は30aと定めています。

このうちの下限面積 30a を修正する必要があるかどうかを 1 年

に1回程度農業委員会総会又は部会で検討することが望ましいとされております。

農林水産省令が定める基準は、「定めようとする面積未満の農地を耕作する農家戸数が農家総数の概ね4割を下らない」とありますので、本市の農地基本台帳を調査したところ、参考資料にありますように、農家総数4,980戸のうち、20a未満が約29%、30a未満が約46%、40a未満が約62%となっていますので、4割程度の農家が耕作する面積は30aとなっています。

よって、1平方メートル区域を除く区域で下限面積は変更することなく、これまでどおり30aとするものです。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます

## ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 107 号」は原案のとおり決定しました。

次に、日程第 11 「議案第 108 号 たつの市農業委員会農地利用最 適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

# ○事務局(武田かおり君)

「議案第 108 号 たつの市農業委員会農地利用最適化推進委員の 委嘱について」

ただいまの議題につきまして、提案理由及びその内容についてご 説明申し上げます。

本件は、令和3年11月25日付けでの農地利用最適化推進委員の辞任に伴い令和4年4月1日付けで1名の候補者を委嘱するものです。その欠員募集を令和4年1月11日から令和4年2月10日まで行い、その結果1名の推薦書の提出がありました。そのため、委員候補者として農業委員会に関する法律17条第1項の「農業委

員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」との規定に基づき、農業委員会に委嘱の承認を求めるものです。

委嘱しようとする候補者の経歴につきましては、別添資料のとおりでありまして、農業に対する熱意、識見を有し、また自治会からの推薦者でもありますので、本市農業委員会農地利用最適化推進委員として、まさに適任者であるものと確信しております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

## ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 108 号」は原案のとおり承認することに決しました。

#### 4 閉会宣告

# ○議長(猪澤敏一委員)

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 11 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年3月25日

たつの市農業委員会議長 (会長)

議事録署名委員 (13番宮本峰男委員)

議事録署名委員 (14番保田義一)